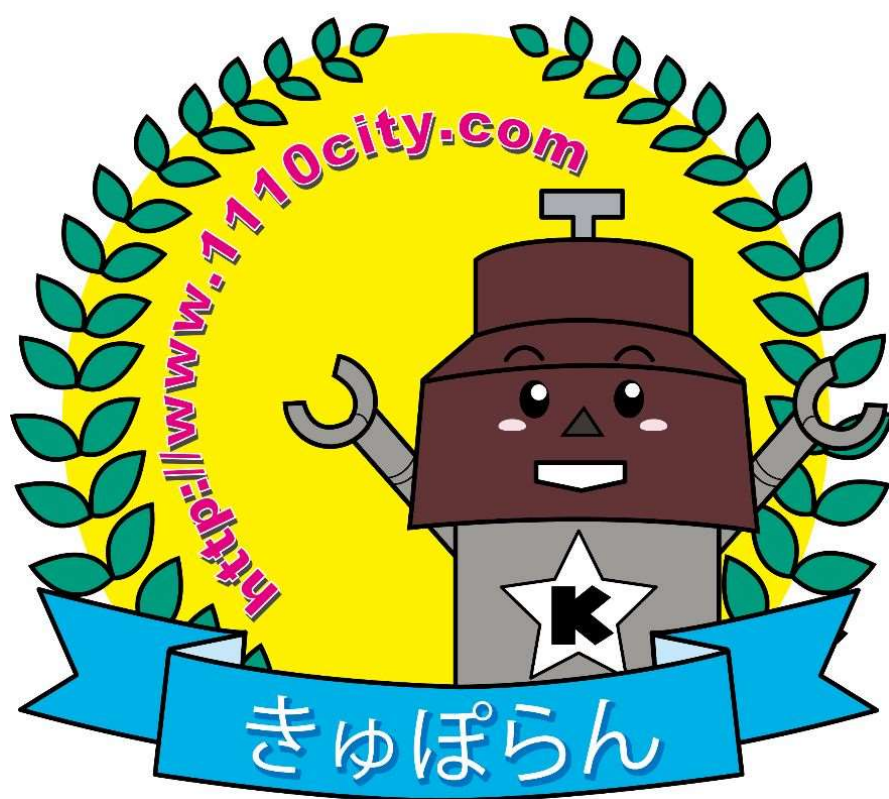


ようこそ！

障害福祉ガイドブック



川口市

令和7年4月発行

本文にある 身 知 精 難 マークについて

身 身体障害者が対象 知 知的障害者が対象 精 精神障害者が対象
難 難病患者、小児慢性特定疾病児童（成年患者含む）が対象

- ・発達障害の方⇒知的障害を伴う場合は 知 精、知的障害を伴わない場合は 精
- ・高次脳機能障害の方⇒身体障害を伴う場合は 身 精、知的障害を伴わない場合は 精

このマークは、対象になる障害を表す目安となるものです。内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	マークの名称	マークの概要、使用方法など
	障害者のための国際シンボルマーク	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しています。 【関係団体・機関】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
	盲人のための国際シンボルマーク	世界盲人連合（WB U）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WB Uによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタンを見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。 【関係団体・機関】 社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	聴覚障害者のシンボルマーク（国内：耳マーク）	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、下記の会などが提唱しています。聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいと、声がかけたのに返事をしないなどと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」と同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。 【関係団体・機関】 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	「ハート・プラス」マーク	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、下記の会が提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に十分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。 【関係団体・機関】 特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	オストメイトマーク	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、下記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。 【関係団体・機関】 公益財団法人日本オストミー協会
	身体障害者標識（身体障害者マーク）	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係団体・機関】 警察庁交通局交通企画課
	聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。 【関係団体・機関】 警察庁交通局交通企画課
	身体障害者補助犬（ほじょけん）啓発マーク	補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務づけられています。この他にもさまざまなデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。 【関係団体・機関】 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	手話マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。 【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟
	筆談マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。 【関係団体・機関】 一般財団法人全日本ろうあ連盟
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人がいます。ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするためのマークで、平成24年に東京都が作成しました。また、平成29年7月20日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。 【関係団体・機関】 東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課社会参加推進担当

障害福祉ガイドブック 目次

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧	...	1	先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度	...	15
第1章 手帳の交付			特定疾患等医療給付制度	...	15
身体障害者手帳	...	3	小児慢性特定疾病医療費支給制度	...	16
療育手帳	...	3	指定難病の医療給付制度	...	17
精神障害者保健福祉手帳	...	4	第4章 手当・年金関係		
第2章 相談窓口			特別児童扶養手当(国の制度)	...	22
福祉事務所	...	5	児童扶養手当(国の制度)	...	22
身体障害者更生相談所	...	5	特別障害者手当(国の制度)	...	23
知的障害者更生相談所	...	5	障害児福祉手当(国の制度)	...	23
児童相談所	...	5	経過措置による福祉手当(国の制度)	...	24
公共職業安定所(ハローワーク)	...	5	川口市障害者福祉手当(市の制度)	...	25
民生委員・児童委員・主任児童委員	...	5	障害基礎年金	...	26
精神保健福祉センター	...	5	障害厚生年金	...	27
保健所	...	5	障害年金生活者支援給付金	...	28
健康増進課	...	5	心身障害者扶養共済制度	...	29
地域保健センター	...	6	第5章 障害者総合支援法		
聴覚障害者相談員	...	6	障害者総合支援法	...	31
難病相談機関	...	6	障害(児)福祉サービスの内容	...	33
高次脳機能障害相談機関	...	6	障害福祉サービス等利用手続き	...	36
聞こえが心配なお子さまに関する相談	...	6	障害福祉サービスの利用者負担	...	37
身体障害者相談員	...	7	高額障害福祉サービス	...	38
知的障害者相談員	...	7	新高額障害福祉サービス	...	38
設置手話通訳者	...	8	地域生活支援事業	...	40
川口市精神障害者家族相談員紹介事業	...	8	難病の支援	...	41
こころの健康相談	...	8	第6章 日常生活の支援		
心の健康 家族電話相談	...	8	補装具の交付・修理・借受け	...	46
ポプリ電話相談	...	8	日常生活用具の給付	...	47
埼玉県精神科救急情報センター	...	9	川口市難聴児補聴器購入費助成	...	47
ねんきんサテライト川口	...	9	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	...	49
第3章 医療費制度			介護保険制度	...	51
自立支援医療(精神通院)	...	10	川口市地域包括支援センター	...	52
自立支援医療(更生医療)	...	11	訪問入浴サービス事業	...	54
自立支援医療(育成医療)	...	11	緊急通報システム事業	...	54
重度心身障害者医療費助成	...	12	紙おむつ支給事業	...	54
後期高齢者医療制度	...	13	ふれあい収集	...	55
県立施設障害者歯科診療所	...	14	川口市障害者就労支援センター	...	55
埼玉県歯科医師会口腔保健センター	...	14	障害者相談支援事業	...	56

みまもりキット	...	56	郵便料金の減免	...	82
川口市障害者虐待防止センター	...	57	青い鳥郵便葉書の無償配布	...	82
避難行動要支援者登録制度	...	57	市内公共施設使用料金の割引	...	83
避難行動要支援者個別避難計画	...	58	第9章 住 宅		
避難情報等配信システム	...	58	市・県営住宅の入居	...	85
生活サポート事業	...	59	重度障害者居宅改善費助成	...	85
短期入所施設 しらゆりの家	...	61	第10章 各種資金の貸し付け		
障害者差別解消法	...	61	福祉資金	...	86
あいサポート運動・キッズ	...	62	生活福祉資金貸付制度	...	86
川口市成年後見センター	...	63	第11章 税金の軽減		
川口市社会福祉協議会会員制度	...	63	所得税	...	87
住民参加型福祉サービス	...	63	市・県民税	...	88
第7章 社会参加の促進			個人事業税	...	88
手話通訳者派遣事業	...	67	相続税	...	88
要約筆記者派遣事業	...	67	贈与税	...	89
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	...	67	利子所得の非課税	...	89
ヒアリンググループの窓口設置と貸出事業	...	68	自動車税・軽自動車税の減免	...	89
福祉タクシー利用料金助成事業	...	68	第12章 特別支援教育		
福祉ガソリン利用料金助成事業	...	68	特別支援学級	...	92
リフト付自動車貸出事業	...	69	通級指導教室	...	94
点字・録音（広報紙・図書）	...	69	特別支援学校	...	95
福祉バスの提供	...	69	第13章 職業相談・訓練		
駐車禁止除外指定車標章の交付	...	70	職業相談	...	96
埼玉県思いやり駐車場制度	...	71	職業訓練	...	97
安全運転相談	...	73	たばこ小売販売業の許可	...	98
自動車運転免許取得費助成	...	73	公共施設への売店の設置	...	98
自動車改造費助成	...	74	第14章 スポーツ・レクリエーション		
身体障害者補助犬の給付	...	74	スポーツ大会	...	99
国際シンボルマークについて	...	74	埼玉県障害者交流センター	...	99
知的障害者職親委託制度	...	75	伊豆潮風館	...	100
ヘルプマーク・シール・カード	...	76	参考資料		
第8章 公共料金の割引			身体障害者障害程度等級表	...	101
JR・私鉄運賃の割引	...	77	精神障害者保健福祉手帳障害等級	...	103
バス運賃の割引	...	77	特別児童扶養手当の障害基準	...	104
航空旅客運賃の割引	...	78	特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準	...	105
タクシー運賃の割引	...	78	障害基礎年金の障害等級表	...	106
有料道路通行料金の割引	...	79	障害厚生年金の障害等級表	...	107
NHK放送受信料の減免	...	80	障害手当金に該当する障害の状況	...	108
NTT番号案内の料金減免	...	81	補装具支給比較表	...	109
携帯電話基本使用料等の割引	...	82	日常生活用具種目表	...	110

障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧

		制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			難病	備 考
区分	ページ		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	①	A	B	C	1 級	2 級	3 級		
医療費等	10	自立支援医療 (精神通院)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		精神疾患で外来治療を受けているかた
	11	自立支援医療 (更生医療)	○	○	○	○	○	○									肢体・腎臓・心臓機能障害者等
	12	重度心身障害者医療費助成	△	△	△	△			△	△	△		△	△			手帳を交付された年齢が65歳未満であること
手当等	22	特別児童扶養手当(国の制度)	△	△	△	△			○	○	○						20歳未満で所得制限あり、施設に入所していないこと
	23	特別障害者手当(国の制度)	△	△					△								20歳以上で所得制限あり、施設入所または長期入院(3ヶ月以上)していないこと
	23	障害児福祉手当(国の制度)	△	△					○								20歳未満で所得制限あり、施設に入所していないこと
	25	福祉手当(市の制度)	○	○	△				○	○	○		○	○			市県民税非課税の者、施設に入所していないこと
	29	心身障害者扶養共済制度	△	△	△				△	△	△	△	△	△			加入者は65歳未満であること
日常生活の支援	46	補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○								△	購入前に要相談 原則自己負担1割
	47	日常生活用具の給付	○	○	△	△			○	○						△	購入前に要相談 原則自己負担1割
	54	訪問入浴サービス	△	△													肢体不自由で寝たきり状態のかた
	54	緊急通報システム	○	○													一人暮らしの重度身体障害者
	54	紙おむつ支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					寝たきりで常時おむつを使用するかた
	63	住民参加型福祉サービス事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

		制度	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳			難病	備 考
区分	ページ		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	㉠	A	B	C	1 級	2 級	3 級		
社会参加の促進	68	福祉タクシー利用料金助成	○	○					○	○			○				
	68	福祉ガソリン利用料金助成	○	○					○	○			○				
	71	埼玉県思いやり駐車場制度	△	△	△	△	△	△	○	○			○			○	歩行困難なかつた
	73	自動車運転免許取得費助成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		事前に要相談 手帳取得後に普通運転免許を取得したかつた
	74	自動車改造費助成	○	○	○	○	○	○									改造前に要相談 改造を要する旨の条件が付けられていること(所得制限あり)
公共料金の割引	77	JR・私鉄運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		介護者の割引は1人まで 第1種または第2種の記載のあるもの
	77	バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△		県内を発着地とする路線 写真の貼付のある手帳のみ
	78	タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	79	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○							(1種)本人・家族が運転 (2種)本人が運転
	80	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		免除区分(全額・半額)により基準あり
	83	市内公共施設使用料金の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	介護者の割引は1人まで
住宅	85	重度障害者居宅改善費助成	○	○													改善前に要相談 下肢または体幹機能障害者1・2級
税の控除	87	所得税・市県民税控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		特別障害は身体1・2級、療育㉠・A、精神1級 普通障害は身体3～6級、療育B・C、精神2・3級
	89	自動車税・軽自動車税	○	○	△	△	△	△	○	○			△				精神障害者は自立支援医療(精神通院)の受給者証も必要